

第8号様式（その1）（第8条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

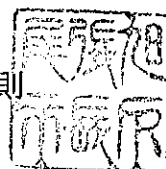
28環第302-1号

平成29年3月28日

ホームックス株式会社

代表取締役 餅原 幹也 様

尾張旭市長 水野 義 則



次のとおり許可します。

取扱一般廃棄物の種類	雑芥（尾張東部衛生組合において処理できるものに限る）
業務区域	尾張旭市内
許可期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日
条件	(1) 市の指導指示に従うとともに、廃棄物の処理に関する法律及び尾張旭市条例等を厳守し、業務を円滑に実施すること。 (2) 収集運搬車を十分に清掃し、作業すること。 (3) 尾張東部衛生組合への搬入については、尾張東部衛生組合施設使用許可条件を遵守すること。 (4) 収集運搬車（雑芥）の車体に「尾張旭市許可」及び「一般廃棄物収集運搬業」の文字を表示すること。 (5) 裏面注意事項を遵守すること。